

## 浸出水処理施設の撤去について（案）

## 1. 現場内地下水の浄化対策の状況（資料 2-2 p1-3）

- 現場内地下水の浄化対策については、地下水浄化計画に基づき、自然浄化を基本としつつ、積極的に揚水して浸出水処理施設において処理することで、効率的に浄化を行ってきた。
- 浄化対策は、第 6 5 回協議会(R2. 11)で決定した浄化終了の要件の達成をめざして、全力を挙げて取り組んでいる。
- これまで実施した浄化対策により、1,4-ジオキサンをはじめとする現場内地下水の汚染物質の濃度は着実に低下し、環境基準値に近づいており、浸出水処理施設での処理が不要な状況が継続している。

## 2. 浸出水処理施設への流入水（処理前の水）の水質

## (1) 1,4-ジオキサン（資料 2-2 p4-7）

- 流入水中の 1,4-ジオキサン濃度は低下傾向にあり、環境基準値に近づいている。
- 平成 30 年 2 月以降、3 年以上にわたり計画処理水質（馬淵川水系の環境に影響がないように設定された水質の基準）以下で推移している。
- また、令和 2 年 7 月以降は、計画処理水質の 50%未満で推移し、第 6 6 回協議会(R3. 2)で了承された全処理工程バイパス基準を満たしていることから、令和 3 年 4 月から全処理工程バイパス運転を開始し、現在も継続している。
- 浸出水処理施設の全処理工程バイパス運転を実施している現状においても、馬淵川水系での水質モニタリング結果に異常はなく、馬淵川水系の健全性は保たれている。
- 現場全体からの 1,4-ジオキサンの除去量は低下傾向にあり、令和元年 11 月のピークから約 1/3 程度に低下している。

## (2) その他の物質（資料 2-2 p8, 資料 2-3）

- 計画処理水質が設定されている項目のうち、BOD、COD、T-N、有害物質及び DXN 類（ダイオキシン類）については、平成 26 年 2 月以降、計画処理水質を下回っており、平成 28 年 5 月以降は、いずれの項目も計画処理水質の 50%未満で推移し、全処理工程バイパス基準を満たしている。
- SS\*については、平成 29 年度に実施した大口径注水井戸の設置工事の影響で一時的な上昇が見られたものの、平成 29 年 10 月以降は計画処理水質を下回っており、全処理工程バイパス基準を満たしている。

### 3. 浸出水処理施設の撤去について（案）

#### (1) 浸出水処理施設の役割（資料 2-2 p9-10）

- 浸出水処理施設は、馬淵川水系の環境保全のため、浸出水に含まれる汚染物質の濃度を計画処理水質まで低減させることを目的として整備した施設である。
- このため、同施設は計画処理水質を満足させる処理工程・設備設計とし、施設の運転にあたっては、計画処理水質を満足するよう放流水の水質を管理している。

#### (2) 浸出水処理施設の稼働及び停止基準（資料 2-2 p11-13）

浸出水処理施設の役割を踏まえ、同施設の稼働及び停止基準について、第 4 2 回協議会（H24.5）において、以下の基準が了承されている。

廃棄物等の撤去完了後は、流入水の水質に応じた運転を行うこととし、流入水の全ての項目が、現に計画処理水質（排水基準を参考）に適合し、かつ、検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがないと認められるときに浸出水処理施設を停止する。

#### (3) 浸出水処理施設の停止基準への適合状況（資料 2-2 p14-16）

以下の理由から、浸出水処理施設の停止基準に適合している。

- 流入水の水質の全ての項目が、3 年以上計画処理水質以下で推移しており、現に計画処理水質に適合している。
- 水質のデータを統計学的に解析した結果、流入水の 1,4-ジオキサン濃度が計画処理水質を超える確率は極めて小さく、計画処理水質に適合しなくなるおそれがないと認められる。

#### (4) 浸出水処理施設の撤去（案）（資料 2-2 p17-18）

浸出水処理施設及び浸出水貯留池は、第 6 3 回協議会（R1.9）において了承された現場最終形において、撤去する施設として整理されている。

これを踏まえ、以下の理由から、役割を終えた施設として、浸出水処理施設の運転を停止し、令和 4 年 4 月以降、施設の撤去に着手する。

- 浸出水処理施設への流入水の 1,4-ジオキサン濃度は低下傾向にあり、環境基準値に近づいている。
- 令和 3 年 4 月から、全処理工程バイパス運転を継続している現状においても、馬淵川水系の健全性は保たれている。
- 浸出水処理施設の停止基準に適合している。

(5) 万が一への対策（案）（資料 2-2 p19-21）

現状の水質の傾向から可能性は極めて小さいが、地元住民の皆様の安心の観点から、万が一への備えとして以下の対策を講じることとする。

- 施設撤去後も、揚水による現場内の浄化継続中は、一時的な濃度上昇時など、万が一の水質悪化に対応するため、浸出水貯留池（No. 1, No. 2 とも）を撤去せず、事業地外への放流を一時的に停止できる設計とする。
- さらに、可能性は極めて小さいが、万が一、水質の悪化が長期間に及び、浸出水貯留池が満水になった場合は、溜まった水を現場内（1号雨水貯留池）へ返送できるよう、一部のポンプ設備も残置することとする。

県は、浸出水処理施設撤去後も、地元住民の皆様の安全・安心のために、浄化終了の要件の達成をめざして、対策に全力を挙げて取り組んでいく。